

# 事業一覽

---

## 事業一覧

### 第1章 高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の充実

#### 1 生きがいづくりの推進

##### (1) 生きがいづくり・仲間づくりの推進

###### ○敬老パス等の交付

敬老パス交付事業	市内に居住する70歳以上の高齢者に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを正規運賃の3分の1の負担で利用できる敬老パスを交付する。
すこやか入浴事業	市内に居住する70歳以上の高齢者に対し、市域内の公衆浴場等を協定料金の3分の1の自己負担で利用できるすこやか入浴機能付きの敬老パスを交付する。
友愛パス交付事業	市内に居住する障害者等に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを無料で利用できる友愛パスを交付する。
友愛タクシー券交付事業	市内に居住する重度障害者に対し、タクシー運賃の一部を補助するタクシー券を交付する。

###### ○老人クラブ活動の推進

老人クラブ補助金交付事業	ひとり暮らし高齢者等への友愛訪問や老人ホームへの慰問などの奉仕活動や健康増進活動、教養向上活動を地域において行う老人クラブに対し、その結成や活動及び市老人クラブ連合会に対し補助を行う。
老人クラブ組織強化事業	市老人クラブ連合会における、活動推進員の設置及びクラブ活動の助言・支援やリーダーとなる人材育成、新規会員の加入促進やクラブ数の増を図る活動に対して補助を行う。

###### ○その他生きがいづくり・仲間づくりの推進

すこやか長寿まつり開催事業	高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進するとともに、家族・地域とのつながりを実感できる文化、スポーツのイベントを開催する。
高齢者ゲートボール場等管理事業	地域における高齢者の健康づくり、生きがいづくりを支援するため、市が設置したゲートボール場、グラウンド・ゴルフ場、レジャー農園の管理を行う。
高齢者福祉センター等管理運営・施設整備事業（再）	高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
高齢者福祉バス運行事業	老人クラブの会員や高齢者を含む任意の団体が、教養向上や健康増進のための活動を行うときに、高齢者福祉バスを運行し活動を支援する。
敬老祝事業	永年にわたり社会のために貢献してきた高齢者を祝福し、敬老の意を表するとともに、さらなる長寿を祈念して敬老祝金等を支給する。
地域ふれあい交流助成事業	老人クラブや町内会、あいご会等が、地域において高齢者と小中学生等とのふれあい交流を図る事業を実施する場合、事業に要する経費を助成する。
愛のふれあい会食事業	家に閉じこもりがちな高齢者と会食を実施するボランティア団体等が集会所や地域福祉館などで会食を行う際に、デイサービスセンター等で調理した食事を提供する。
高齢者の元気応援協賛店登録事業	高齢者の生きがいづくり・健康づくりを推進するため、70歳以上の高齢者を対象に優待サービスを行う民間のスポーツ施設等を市が協賛店として登録し支援する。
高齢者健康づくり・生きがいづくり活動支援事業	老人クラブ等が健康づくり・生きがいづくり活動事業を実施する場合、事業に要する経費の一部を助成する。

元気高齢者活動支援事業（再）	様々な知識や技術を習得した高齢者を元気高齢者として登録し、老人クラブや町内会などの団体に講師として紹介する。
高齢者いきいきポイント推進事業	高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動や健康診査の受診に対して、換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。
いきいきグリーンカレッジ開設事業	概ね55歳以上の市民を対象に花き・花木、果樹及び野菜の基礎的な栽培管理について、都市農業センター内の施設を活用し、講義と実習を交えた講習を行う。
公共施設等での使用料等の減免	かごしま水族館や市立美術館など、公共施設での使用料等の減免を行う。

## 2 元気高齢者の社会参画の促進

### （1）元気高齢者の社会参画・就労の促進

#### ○高齢者の社会参画支援

元気高齢者活動支援事業	様々な知識や経験を有する高齢者を元気高齢者として登録し、老人クラブや町内会などの団体に講師として紹介する。
高齢者いきいきポイント推進事業（再）	高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動や健康診査の受診に対して、換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。

#### ○生涯学習の推進

高齢者福祉センターにおける各種教養講座の開催	市内に居住する65歳（センター東桜島は60歳）以上の高齢者に対し、健康体操や歌謡教室等の教養講座を実施する。
地域公民館、生涯学習プラザにおける「高齢者いきいき元気塾」講座の開催	市民にとって身近な生涯学習施設である地域公民館、生涯学習プラザにおいて、高齢者向けの講座を体系的に開催し、高齢者の方々が自主的に生き生きと学習ができる体制を整備する。
高齢者指導者の育成	「シニアリーダー研修会」を通して、リーダーとしての資質向上を図り、高齢者の生涯学習の充実と発展に資する。

#### ○スポーツ活動の推進

健康体づくり、生きがいづくりのためのスポーツ活動の推進	高齢者を対象とした水泳教室や転倒予防教室を実施するほか、高齢者スポーツ指導者研修会の実施、年齢を問わずスポーツ・レクリエーションに親しめる地域スポーツクラブの活動を支援することで、高齢者の健康体づくり、生きがいづくりに寄与する。
-----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### ○ボランティア活動の推進

健康づくり推進員支援事業（再）	介護予防のために実施するお達者クラブの運営等を行う健康づくり推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。
運動普及推進員支援事業（再）	運動を安全かつ効果的に実践していくための知識や方法の普及啓発を行う運動普及推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。
食生活改善推進事業（再）	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る食生活改善推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。
心をつなぐともしびグループ活動推進事業	地域のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等を対象に声かけ、福祉ニーズの掘り起こし、在宅福祉に関する情報提供を行う。

## ○老人クラブ活動の推進

老人クラブ補助金交付事業（再）	ひとり暮らし高齢者等への友愛訪問や老人ホームへの慰問などの奉仕活動や健康増進活動、教養向上活動を地域において行う老人クラブに対し、その結成や活動及び市老人クラブ連合会に対し補助を行う。
老人クラブ組織強化事業（再）	市老人クラブ連合会における、活動推進員の設置及びクラブ活動の助言・支援やリーダーとなる人材育成、新規会員の加入促進やクラブ数の増を図る活動に対して補助を行う。

## ○高齢者の就労促進

高齢者就業機会確保等事業	高齢者の労働能力を活用し、自らの生きがい充実や社会参加等を図るため、臨時的・短期的な就業を通じて、定年退職者等に就業の機会を組織的に提供する鹿児島市シルバー人材センターに対し、同センターが行う各種事業や運営に要する経費の一部を助成する。
就職困難者等雇用促進助成事業	高齢者等就職困難者の雇用機会の増大及び雇用の定着を図るため、市内に事業所を有する中小企業の事業主が、市内に住所を有する就職困難者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に、事業主に対し補助金を交付する。
労政広報紙発行事業	国、県、市及び関係機関の雇用施策、勤労者福祉施策等の広報・啓発を図るため、労政広報紙を発行する。
生活・就労支援センターかごしまの運営・活用	生活自立支援センターやハローワーク窓口、シルバー人材センター窓口を配置した生活・就労支援センターかごしまを運営・活用し、高齢者の就業支援を行う。
女性・学生・シニア起業チャレンジ支援事業	起業・ベンチャービジネスに関心や意欲を持つ女性、学生、シニアに対する相談・支援体制を充実するため、起業セミナー等の開催や相談支援を行う。

# 第2章 高齢者が安心して快適に生活できる福祉の充実

## 1 福祉サービスの充実

### （1）在宅生活を支援するサービスの充実

#### ○介護家族への支援

紙おむつ等助成事業	紙おむつ等を使用している住民税非課税世帯の高齢者に対し、現物支給又は購入費用の一部を助成することにより、高齢者の福祉及び衛生の向上を図るとともに、経済的負担の軽減を図る。
老人介護手当支給事業	在宅の寝たきり高齢者及び重度認知症高齢者を介護する者に介護手当を支給し、介護者の労をねぎらうとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図る。
家族介護講習会等開催事業	家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する。
家族介護慰労金支給事業	在宅の寝たきり高齢者等を介護している者に家族介護慰労金を支給し、介護者を慰労するとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図る。

#### ○在宅介護の支援

生活支援体制整備事業	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。
虚弱高齢者等福祉用具給付事業	虚弱な高齢者等に対して、寝たきり予防等を図るため、介護保険給付対象外の福祉用具を給付する。

寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業	在宅の寝たきり高齢者等の家庭に理容・美容業者を派遣して理髪・美容サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。
寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業	在宅の寝たきり高齢者等に対し寝具の洗濯サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。
寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業	鹿児島市歯科医師会が実施する訪問歯科診療に必要な経費に対し助成し、歯科診療が必要な寝たきり高齢者等の歯科診療を推進する。

### ○ひとり暮らし高齢者等への生活支援

ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業	在宅のひとり暮らし高齢者等の自宅に通報システムを設置し、急病等の緊急時に警備員が駆けつけ、必要に応じて救急車の出動要請等を行うことにより、緊急時の不安を解消するとともに生活の安全を確保する。
高齢者福祉電話設置事業	ひとり暮らし高齢者等の家庭に福祉電話を設置し、近隣や親族との交信により孤独感を和らげるとともに、安否の確認を行う。
心をつなぐ訪問給食事業	援護を要するひとり暮らし高齢者等に、定期的に給食を提供し、安否確認を行うことにより、健康の保持を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて自立意欲を促進する。
高齢者短期入所事業	被虐待高齢者や認知症等による徘徊高齢者等を一時的に養護老人ホーム等に入所させて保護する。

## (2) 高齢者福祉施設等の充実

### ○高齢者福祉センター等の管理

高齢者福祉センター等管理運営・施設整備事業	高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
養護老人ホーム等管理費及び事業費	市が設置している「いしき園」、「谷山荘」及び「喜入園」の管理、事業運営を行う。

### ○いしき園の民営化

いしき園民営化推進事業	平成31年度末(2020年3月)に閉園予定のいしき園の後継施設として新たに施設を整備する社会福祉法人へ現入所者を引き継ぐ形で民営化を進める。
-------------	------------------------------------------------------------------------

## 2 住みよい環境づくりの推進

### (1) 高齢者にふさわしい住環境の整備

#### ○住宅のバリアフリー化

高齢者住宅改造費助成事業	居宅環境の改善により、在宅高齢者の自立促進等と介護者の負担軽減を図る。
住宅改修支援事業	住宅改修費の申請書に添付する理由書を作成した場合の経費の助成を行う。
住宅改修指導事業	高齢者の住宅改良を行う際に、申請により住宅改良の専門家であるリフォームヘルパーを派遣して相談に応じ、適切なアドバイスを行うことで、高齢者の住環境の改善を図る。

#### ○高齢者向け住宅の整備

高齢者住宅生活援助員派遣事業	市営及び県営住宅のシルバーハウジングに、社会福祉法人から生活援助員を派遣し、入居者の相談、安否確認等、在宅生活を支援する。
市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備	市営住宅の高齢化対応として、浴室、トイレに手すりの設置を行う。

市営住宅における高齢者世帯向け住宅の供給	市営住宅において、高齢者世帯等の特に居住の安定を図る必要のある者が入居困難な状況であることから、優先的に入居させる住宅を供給する。
優良賃貸住宅供給促進事業（サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）	高齢者世帯等に対し、居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行い、優良な賃貸住宅の供給を促進する。

## （２）高齢者にやさしいまちづくり

### ○建築物、道路等の整備

高齢者等が生活しやすいまちづくりや環境づくりの推進	「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害者に配慮した生活環境並びにまちづくりを推進するため、整備を促進することが特に必要な施設の新築等の内容について届出を受理する。「鹿児島市福祉環境整備指針」では県条例の適用を受けない小規模の建築物の協議等を行う。
自転車等の放置防止対策及び自転車等駐車場管理運営事業	「鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例」に基づき、道路や歩道上に放置されている放置自転車等に対する指導や撤去を行い、高齢者が安全に通行できる環境を整備する。
市道バリアフリー推進事業	「第２期市道バリアフリー推進計画」に基づき、歩道のある市道における段差の解消や勾配の緩和等の整備を行う。
桜島港フェリー施設整備事業	桜島港の接岸施設等は、全体的に老朽化が進んでいること等の課題があることから桜島港施設全体の効果的な計画や配置計画等について検討を行い、計画的に整備を行う。なお、整備にあたっては、エレベーターや上下エスカレーターの設置等、バリアフリー化の向上を図る。

### ○交通機関等移動手段の整備

敬老パス交付事業（再）	市内に居住する70歳以上の高齢者に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを正規運賃の3分の1の負担で利用できる敬老パスを交付する。
友愛パス交付事業（再）	市内に居住する障害者等に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを無料で利用できる友愛パスを交付する。
友愛タクシー券交付事業（再）	市内に居住する重度障害者に対し、タクシー運賃の一部を補助するタクシー券を交付する。
低公害低床型車両導入事業	高齢者を含めすべての人が利用しやすい交通手段として、低床バスを積極的に導入する。
超低床電車購入事業	高齢者を含めすべての人が利用しやすい交通手段として、車両更新時に超低床電車を導入する。
公共交通不便地対策事業	公共交通不便地における高齢者など地域住民の交通手段を確保するためコミュニティバスあいばす等を運行する。

### ○災害時の支援体制

避難行動要支援者避難支援等事業	災害時に自力で避難することが困難な要介護者や重度の障害者などの方々、地域の中で避難の支援が受けられるようにするため、避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関と支援に必要な情報の共有を行う。
火の用心！シルバーセーフティ事業	高齢者の焼死者防止対策及び火災予防の教育、指導を行い、高齢者の死亡率の軽減を図るために、高齢者に対し、火災予防の普及啓発を推進するためのシルバー教室を行う。
自主防災組織育成促進事業	災害による被害の防止又は軽減を図るため、自主防災活動を積極的に推進し、資機材整備や防災訓練等を実施する自主防災組織に対し、補助を行う。

○その他高齢者にやさしいまちづくりの推進

わがまち防犯カパワーアップ事業	防犯、事故防止に携わる個人、団体が参加する連絡会を地域毎に開催し、相互連携の強化や防犯パトロールの活性化を図るとともに、防犯パトロール隊や青色防犯パトロール隊の継続的な活動を支援するため、用品の支給を行う。
安心安全パートナーシップ事業	犯罪等の未然防止に関する市民意識の向上を図るとともに、市民自らが行う地域の安全の確保に関する自主的な活動の促進等を行う。(安心安全まちづくり市民大会の開催、安心安全研修会の開催)
安心安全教育指導員設置事業	市民の防犯・交通安全意識の高揚等を行うため、安心安全教育指導員を設置し、学校、幼稚園、町内会、老人クラブ等の要請により防犯教室及び交通安全教室を開催する。
お達者クラブ交通安全教室事業	高齢者の交通事故防止のため、高齢者が多数集まるお達者クラブにおいて、県警や交通安全協会等と連携し、高齢者向けの交通安全教室等を実施する。
高齢者の運転免許自主返納支援事業	高齢者の交通事故防止対策の一環として、運転に不安がある高齢運転者の免許返納を促進するため、運転免許を自主返納した方に対する優遇制度を実施する。
セーフコミュニティの推進	生涯にわたって安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、27年度に国際認証を取得したセーフコミュニティの取組の全市的な展開を図るとともに、取組の評価・検証を行うなど、32年度の再認証に向けた取組を推進する。 ○重点分野での取組 ・交通安全 高齢者の交通事故の減少を目指し、参加・体験型の交通安全教室や夜光反射材の着用啓発などに取り組む。 ・高齢者の安全 転倒による外傷の減少、虐待や認知症への啓発・理解の促進を目指し、転倒予防のための運動教室や認知症に関する意識啓発などに取り組む。
新交通バリアフリー基本構想推進事業	新交通バリアフリー基本構想の着実な推進を図るため、学識経験者や関係事業者で構成する推進協議会を設置し、基本構想に位置付けられた各事業について進捗状況の把握に努めるとともに、心のバリアフリー推進に向けた取組等を行う。

3 認知症施策の推進

(1) 認知症の人や家族への支援の充実

○認知症に関する知識普及や情報提供

認知症ケアパスの普及	認知症の人の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを示した「認知症ケアパス」の普及を図る。
シニア世代のヘルスプロモーション事業(認知症予防教室)	認知症予防についての講演会、健康教育を実施する。
お達者クラブ運営支援事業(再)	65歳以上の高齢者を対象に、地域福祉館等において、体操や創作活動等を通じて心身機能の維持、回復を図るお達者クラブを実施する。
認知症オレンジサポーター養成事業(認知症サポーターの養成、認知症介護教室)	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成するとともに、認知症についての正しい知識や接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とする認知症介護教室を実施する。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等の情報提供	グループホームなどの介護保険サービス事業者等が記載された指定事業所一覧を作成し、市民への情報提供を行う。

## ○医師や精神保健福祉相談員等による相談、訪問指導

認知症オレンジプラン推進事業（認知症介護の電話相談）	認知症に関する知識の普及・啓発を行うとともに、介護家族等の精神的な負担軽減を図るため、電話相談を実施する。
認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。
精神保健福祉推進事業（精神保健福祉相談）	精神疾患やその治療及び自立と社会参加についての相談等を行う。

## ○地域における支援体制の構築

認知症オレンジプラン推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）	認知症の人や家族の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を中心に、認知症の医療と介護の連携を図る。
認知症オレンジサポーター養成事業（認知症等見守りメイトの養成）	認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う認知症等見守りメイト（ボランティア）を養成する。
はいかい老人SOSネットワークシステム（県警実施）との連携	認知症高齢者等による徘徊事案に迅速かつ的確に対応するため、警察署等がこれらの事案を受理した場合に、関係機関に情報を流して、地域ぐるみで当該高齢者等の発見保護活動を行い、保護後のアフターケアを行う。
長寿あんしんネットワークメール（高齢者介護予防協会かごしま実施）との連携	事前に登録されている認知症等が原因で徘徊のおそれがある高齢者が、行方不明になった場合に、協力サポーターへ一斉にメール配信し、早期発見につなげる。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症による徘徊行動のある高齢者を介護している家族等が、認知症高齢者が徘徊したとき早期に発見できるシステムに加入した場合、加入費及び機器購入費の一部を助成する。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の整備	軽度から中度の認知症である高齢者等が共同（5～9人）で生活し、そこで食事、入浴などの介護その他の日常生活の世話及び機能訓練などを行う認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等を整備する。

## 4 高齢者の権利擁護の推進

### （1）高齢者の権利擁護の推進

#### ○成年後見制度等の利用促進

成年後見制度利用支援事業	後見等開始の審判を申立てる者がいない認知症高齢者等のために審判の申立てを行うほか、後見人等報酬の助成等を行う。
成年後見制度利用促進事業（成年後見センターの設置等）	認知症や知的・精神障害などにより成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるため、新たに成年後見センター（仮称）を設置し、制度の利用促進を図る。
福祉サービス利用支援事業の広報・案内	市社会福祉協議会が行う「福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）」の制度の広報・案内等を進める。

#### ○高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。
-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------



○消費生活に関する被害の防止

消費生活相談事業	悪質商法や契約トラブル等の消費生活に関する相談に専門の相談員が対応する。
消費者啓発事業	消費者教育、啓発を推進するために、各種啓発資料の作成、配布を行うとともに、消費生活教室や出張講座等の各種講座を開催する。
A（悪質商法）B（撲滅）C（シティ）消費者情報ネットがごしま事業	消費者被害未然防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を図るとともに、メールマガジン等による被害情報の提供を行う。

○地域包括支援センターによる権利擁護の推進

地域包括支援センターによる権利擁護の推進	地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の早期発見、防止に努める。また、「成年後見制度」などの権利擁護事業について普及、啓発の取組を行い、必要に応じて各種専門機関へつなげる。
----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

### 第3章 介護保険制度の円滑な運営と地域包括ケアの推進

#### 1 介護予防・健康づくりの推進

(1) 介護予防の充実

○介護予防・生活支援サービス事業の充実

訪問型サービス事業	要支援者または事業対象者を対象に、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、身体介護や日常生活の世話などを行う。
通所型サービス事業	要支援者または事業対象者を対象に、デイサービスセンターなどで入浴、食事の提供や生活に関する相談等の日常生活の世話のほか運動器の機能訓練などを行う。
訪問型短期集中予防サービス（訪問型個別支援）事業	要支援者または事業対象者で、認知症、うつ、閉じこもりにより通所型サービスの利用が困難な者に対して、訪問による個別支援を行う。
通所型短期集中予防サービス（口腔機能向上・栄養改善）事業	要支援者や事業対象者（生活機能の低下がみられる人）を対象に、口腔機能向上・栄養改善サービスを提供し、高齢者の自立支援と介護予防を推進する。

○一般介護予防事業の充実

介護予防把握事業	アンケート調査により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握するとともに、介護予防活動への参加を促進する。
シニア世代のヘルスプロモーション事業	65歳以上の高齢者に対して、介護予防、生活習慣病予防の啓発のための健康教育や、個別の相談を実施する。
一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業	高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上、栄養改善、運動器機能向上を目的とした複合教室を実施する。
地域で介護予防を展開するための連携推進事業	よかよか元気クラブ（住民主体の通いの場）の拡大や継続に向け、関係者との連携をはかり、交流会を開催する等の支援を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	よかよか元気クラブ（住民主体の通いの場）やお達者クラブ等へ、リハビリ専門職を派遣し、介護予防に資する知識の普及や技術への助言を行う。
お達者クラブ運営支援事業	65歳以上の高齢者を対象に、地域福祉館等において、体操や創作活動等を通じて心身機能の維持、回復を図るお達者クラブを実施する。
健康づくり推進員支援事業	介護予防のために実施するお達者クラブの運営等を行う健康づくり推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。

高齢者いきいきポイント推進事業（再）	高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動や健康診査の受診に対して、換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。
高齢者料理教室支援事業	食生活改善推進員が実施する高齢者を対象とした料理教室を支援することにより、高齢者が低栄養状態に陥ることを予防する。
高齢者のしおり作成事業	高齢者の保健福祉サービスに関する施策及び健康づくりのポイントや介護予防に資する基本的な知識などを分かりやすく掲載した「輝きライフ」を作成し配布する。

### ○介護予防推進のための体制づくり

地域包括支援センターの機能強化（再）	地域包括支援センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限に発揮でき、高齢者等がより身近に利用できるような体制整備と環境づくりを図る。
地域ケア会議等の開催（再）	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するために地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催する。
生活支援体制整備事業（再）	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。

### ○65歳未満を対象とした介護予防

生活習慣改善支援事業（再）	生活習慣病の予防、健康増進、介護予防等について、正しい知識の普及を図る各種健康教育・健康相談を実施する。
個別保健指導事業（再）	疾病予防・介護予防の観点から、保健指導が必要であると認められる者及び家族等に対し、保健師等が家庭訪問や電話・文書等により、必要な保健指導を行う。

## （2）健康づくりの推進

### ○市民参画による健康づくり

健康増進計画推進事業	第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」（平成25年度～平成34年度）に基づき、子どもから高齢者まですべての市民が、共に支え合い、すこやかで心豊かに生活できるかごしま市の実現を目指し、市民や関係機関・団体と一体になって市民の健康づくりを推進する。
働く世代の健康づくり事業	働く世代の健康づくりについて地域・職域連携推進専門部会で健康課題を明確にし、地域のソーシャルキャピタルの活用により、産官学が協働で、地域保健と職域保健をつなげた横断的な健康づくりに取り組む。
地域保健活動事業（健康づくり月間の取組）	11月を「健康づくり月間」として位置づけ、市民が主体となった健康づくりに関するイベントを各保健センターにおいて開催する。

### ○運動による健康づくり

運動普及推進員支援事業	運動を安全かつ効果的に実践していくための知識や方法の普及啓発を行う運動普及推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。
-------------	------------------------------------------------------------------

### ○食を通じた健康づくり

食育推進事業	第二次かごしま市食育推進計画（平成26年度～30年度）に基づき、食を通じて、健康で生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現を目指し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
食育フェスタ開催事業	第二次かごしま市食育推進計画に基づき、市民一人ひとりが食について関心を高め、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育の一環として、市内大学とともに食育フェスタを開催し、食に関する学習や体験活動を通じて、家庭や地域、学校等が連携した食育の推進を図る。

栄養改善対策事業	食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践を普及するため、栄養教育・相談を実施する。
地域食育推進事業	食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進する。
食生活改善推進事業	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る食生活改善推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。

### 〇こころの健康づくり

シニア世代のヘルスプロモーション事業（こころの健康教室）	高齢者のうつ等の精神疾患をはじめ、こころの健康問題に関する正しい知識の普及を図るための講演会を開催する。
精神保健福祉推進事業（再）	精神疾患についての正しい知識の普及を図るとともに、精神障害者の就労支援をはじめとする社会復帰促進を図る。
自殺対策事業	関係機関と連携を図り、自殺予防対策委員会や庁内連絡会等を通して、自殺対策を総合的に推進する。

### 〇温泉等を活用した健康づくり

健康増進施設管理運営事業	温泉等を活用した施設「かごしま温泉健康プラザ」「さくらじま白浜温泉センター」「マリニピア喜入」「スパランド裸・楽・良」の管理運営を行い、季節を問わない水中運動や温浴効果により、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康増進に寄与する。
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 〇ボランティア等による健康づくり

健康づくり推進員支援事業（再）	介護予防のために実施するお達者クラブの運営等を行う健康づくり推進員の養成をするとともに、その協議会の育成支援を行う。
運動普及推進員支援事業（再）	運動を安全かつ効果的に実践していくための知識や方法の普及啓発を行う運動普及推進員の養成をするとともに、その協議会の育成支援を行う。
食生活改善推進事業（再）	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る食生活改善推進員を養成するとともに、その協議会の育成支援を行う。
精神保健福祉推進事業（精神保健福祉ボランティアの養成・支援）	地域において精神障害者を支援するボランティアを養成し、精神保健福祉に関する知識や情報の普及啓発を図る。

## （3）疾病予防の推進

### 〇受診しやすい各種検（健）診体制等の充実

元気いきいき検診事業	生活習慣病（がん・脳卒中・心臓病等）の予防・早期発見を目的とした各種検（健）診を実施する。
特定健康診査・特定保健指導事業	各医療保険者が、40歳から74歳の全被保険者に対して、生活習慣病予備軍を抽出するための健診を実施する。
長寿健康診査事業	後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上）を対象に、生活習慣病を早期発見するための健診を実施する。
はり・きゅう施設利用補助	国民健康保険の被保険者（74歳まで）及び後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上）を対象に、鹿児島市指定の施術所で、はり・きゅうの施術を受ける場合に補助を行う。
人間ドック、脳ドック利用補助	国民健康保険の被保険者（35歳から74歳まで）及び後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上）を対象に、鹿児島市と協定を結んだ医療機関で、人間ドック、脳ドックを受ける場合に補助を行う。

## ○正しい生活習慣を身につけるための健康教育

生活習慣改善支援事業（健康教育）	生活習慣病の予防、健康増進、介護予防等について、正しい知識の普及を図る各種健康教育を実施する。
シニア世代のヘルスプロモーション事業（健康教育）	65歳以上の高齢者に対して、生活習慣病の予防、健康増進、介護予防等について、正しい知識の普及を図る各種健康教育を実施する。

## ○利用しやすい健康相談体制の充実

生活習慣改善支援事業（健康相談）	心身の健康や生活習慣病の予防・治療等に関する市民の様々な相談に応じ、日常生活における必要な指導・助言を行う。
シニア世代のヘルスプロモーション事業（健康相談）	65歳以上の高齢者に対して、心身の健康や生活習慣病の予防・治療等に関する市民の様々な相談に応じ、日常生活における必要な指導・助言を行う。
特定保健指導事業	特定健康診査の結果、リスクに基づく優先順位をつけ、必要な保健指導を実施する。

## ○訪問指導等による個別支援

個別保健指導事業	疾病予防・介護予防の観点から、保健指導が必要であると認められる者及び家族等に対し、保健師等が電話や文書、家庭訪問等により、必要な保健指導を行う。
----------	--------------------------------------------------------------------------

## ○感染症予防対策

胸部レントゲン健康診断事業	結核の早期発見・感染予防を目的とする胸部レントゲン検診を行う。
結核予防医療事業	医療機関、福祉施設関係者等に対して、結核・感染症等の予防についての講演会を開催する。
定期予防接種事業	高齢者に対し、インフルエンザ及び成人用肺炎球菌予防接種の費用について一部助成を行う。

## ○精神保健福祉対策

精神保健福祉推進事業	精神疾患についての正しい知識の普及を図るとともに、精神障害者の就労支援をはじめとする社会復帰促進を図る。
精神障害者ふれあい交流事業	スポーツ、レクリエーション、文化活動を通じて、精神障害者の積極的な社会参加を促進する。
精神障害者相談事業	市から委託を受けた精神障害者相談員（精神障害者のある方の家族）が、精神障害者の社会復帰等の相談に応じ、必要な助言・支援を行う。
精神保健福祉交流センター管理運営事業	精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに、市民の精神障害に対する理解と相互の交流を深める。

## ○難病患者支援対策

難病患者地域支援事業	難病患者及びその家族が安定した療養生活の確保と生活の質（QOL）の向上を図ることを目的として、適切な在宅療養支援を行う。
難病ガイドブック作成事業	難病患者及びその家族をはじめ、医療・保健福祉関係者等に、難病に対しての適切な情報提供を行い、情報量の不足している難病患者や家族の不安を解消するとともに、生活の質（QOL）の向上を図るため、「難病情報ガイドブック」を作成する。（3年毎に実施）

## ○歯科保健対策

元気いきいき検診事業（歯周病検診）	歯周疾患の予防のため、歯科医療機関に委託し、歯周疾患検診を行う。
歯科保健事業	歯周疾患の予防を啓発するため、健康相談や健康教育を行う。

## 2 介護サービスの充実

### (1) 在宅サービスの推進

#### ○在宅サービスの提供

訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパー（訪問介護員等）が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
訪問入浴介護	介護職員と看護職員が入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで居宅を訪問して、入浴介助のサービスを提供する。
訪問看護	看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助などのサービスを提供する。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問して、心身の機能回復や日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なサービスを提供する。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問して、療養上必要な管理や指導などのサービスを提供する。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどで入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話のほか機能訓練などのサービスを提供する。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や病院などで心身の機能回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なサービスを提供する。
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設などにおいて短期入所者に、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などにおいて短期入所者に、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話などのサービスを提供する。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要支援、要介護者に対し、介護（予防）サービス計画（ケアプラン）に基づいて、機能訓練や入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
福祉用具貸与	居宅において自立した日常生活を営めるように車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸与する。
特定福祉用具販売	居宅において自立した日常生活を営めるようにポータブルトイレや入浴補助用具など排せつや入浴に使われる福祉用具の購入費の一部を支給する。
住宅改修費支給	居宅において自立した日常生活を営めるように手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修費の一部を支給する。
居宅介護支援	居宅で介護を受ける要介護・要支援者の心身の状況、希望などを踏まえ、介護（予防）サービス計画を作成するとともに、サービス提供機関との連絡調整を行うなどのサービスを提供する。

### (2) 施設サービスの充実

#### ○介護保険対象サービスの提供

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	入所者に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理等のサービスを提供する。
介護老人保健施設（老人保健施設）	入所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療等のサービスを提供する。
介護医療院	入所者に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療等のサービスを提供する。

介護療養型医療施設 (介護療養病床)	入院患者に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話及び機能訓練その他必要な医療等のサービスを提供する。
-----------------------	---------------------------------------------------------------------------

### (3) 地域密着型サービスの充実

#### ○地域密着型サービスの充実

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応などのサービスを提供する。
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、緊急時の対応などのサービスを提供する。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者等について、デイサービスセンターで入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話のほか機能訓練などのサービスを提供する。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練などのサービスを提供する。
認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	認知症高齢者が少人数で共同生活し、そこで入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練などのサービスを提供する。
地域密着型特定施設入 居者生活介護	小規模な有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要介護者に対し、介護サービス計画(ケアプラン)に基づいて、機能訓練や入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護 (小規模特養)	小規模な特別養護老人ホームに入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理等のサービスを提供する。
看護小規模多機能型居 宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護を一体的に行うサービスを提供する。
地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンターで入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話のほか機能訓練などのサービスを提供する。

### (4) 介護サービスの質的向上

#### ○介護人材の養成

ケアプラン適正化指導 検討会等の開催	ケアマネジャーは、要介護者が自立した日常生活を営むのに必要な援助を行うこととされており、その質の向上が非常に重要なものとなっていることから、ケアプラン作成技術向上のためのケアプラン適正化指導検討会を開催し、ケアマネジャーの資質の向上に努める。
介護人材の養成や潜在的 人員の活用に資する県や 民間の事業の情報提供	介護人材の養成や潜在的な人員の活用に資する県や民間の事業の情報を収集し、市民への提供を行う。
社会福祉事業従事者等 研修事業	社会福祉法人が設置する社会福祉施設等の職員の資質向上を図るため、県が実施している各種社会福祉研修会に参加させる。
ボランティアセンター による人材育成の支援	市社会福祉協議会が行っているボランティアセンター運営事業に助成を行い、各種ボランティア講座等を通じて、人材の育成等を図る。
介護人材の確保と処遇 改善の推進	介護人材の確保については介護保険法の基本指針に基づき、福祉人材確保指針等を踏まえた介護人材確保のための取組を検討する。処遇改善の推進については、平成29年度より介護職員処遇改善加算が拡充されたことから事業者への周知及び情報提供などを行っていく。

介護予防・生活支援サービス従事者研修	介護予防・日常生活支援総合事業の「生活支援型訪問介護」や「ミニデイ型通所介護」の従事者等を養成する研修を開催する。
--------------------	-----------------------------------------------------------

○介護老人福祉施設等のユニットケアの促進

老人福祉施設等整備費補助事業	特別養護老人ホーム等の老人福祉施設等を設置する社会福祉法人等に対し、建設費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を推進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。
----------------	----------------------------------------------------------------------------------

○苦情等への対応

県、国民健康保険団体連合会など関係機関との連携	介護保険法では、国民健康保険団体連合会が、苦情処理機関として位置づけられていることから、ケースに応じて、国民健康保険団体連合会と連携を図るほか、関係機関に情報提供を行う。
-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

○利用者等からの相談への対応

介護保険相談員の配置	介護保険相談員を介護保険課並びに谷山、伊敷及び吉野の各支所の福祉担当窓口配置し、介護保険や関連する保健、医療及び福祉に係る相談に応じる。
介護相談員派遣事業	介護相談員が介護サービスの提供の場を訪問し、サービス利用者、家族等の話を聞き、利用者等の疑問や不満・不安の解消を図り、介護サービスの質的な向上を図る。

○指導・監査の実施

サービス提供事業者への指導・監査の実施	サービス事業者等の指導及び監査を行い、介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図る。
---------------------	-------------------------------------------

(5) サービス提供のための体制づくり

○広報体制の充実

制度周知用パンフレットの作成	毎年発行している「私たちの介護保険」など、制度周知用のパンフレットを作成し、介護保険の仕組みと利用方法の周知・広報を図る。
インターネットを活用した情報の提供	ホームページの充実を図り、インターネットを通じた情報提供に努める。
市民のひろば等による広報	市の広報紙「市民のひろば」をはじめ、テレビ・ラジオ等の各種広報媒体を活用して、それぞれの特性を生かした広報活動を進める。
サービス事業者ガイドブックの作成	サービスを利用するときの判断材料となるよう、民間業者が無料で配布するガイドブックを活用して情報提供を行う。
介護サービス情報公表システム（厚生労働省運用）の活用	サービスを利用するときの判断材料となるよう、厚生労働省が運用している介護サービス情報公表システムの周知・広報を図る。

○相談体制の充実

高齢者福祉相談員や介護保険相談員等による相談体制の推進	ひとり暮らし高齢者等安心通報システム及び福祉電話利用者等に対する安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。
保健福祉総合相談・案内窓口事業	保健や福祉に関することで相談先が分からない市民や、保健と福祉部門において多岐にわたる問題を抱えた市民のための相談・案内窓口を設置することにより、市民の利便性の向上を図る。
認知症オレンジプラン推進事業（認知症介護の電話相談）（再）	認知症に関する知識の普及・啓発を行うとともに、介護家族等の精神的な負担軽減を図るため、電話相談を実施する。

地域包括支援センターにおける相談支援	地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族の相談に応じ、サービスに関する情報提供等の初期相談対応、継続的・専門的な相談支援等を行う。
--------------------	----------------------------------------------------------------------

### ○介護給付の適正化

要介護認定の適正化	認定調査員及び介護認定審査会委員に対する研修を定期的実施するとともに、全ての調査内容を点検すること等により、適正な要介護認定を行う。
ケアプランの点検	ケアプラン適正化指導検討会を実施し、適切なケアプランとなっているかを作成した介護支援専門員等とともに検証確認することで、健全な給付の実施のための支援を行う。
住宅改修等の点検	住宅改修や福祉用具貸与・購入について、事前調査や事後確認等を行い、適正な給付がなされているか点検する。
縦覧点検・医療情報との突合	サービス事業者の請求内容の確認等を国民健康保険団体連合会に委託し、サービス事業者の誤請求を防ぐとともに不正請求の発見に取り組む。
介護給付費の通知	介護給付費通知の目的や内容等について居宅介護支援事業所の介護支援専門員による利用者への説明等を行うことにより、介護給付の費用額及びサービス内容を自己チェックしてもらい、架空請求や過剰請求の発見を促すとともに、費用やサービス内容を再認識してもらうことで、更に適正利用の意識づけを図る。

### ○低所得者対策の実施

低所得者利用者負担助成事業（①社会福祉法人等による軽減、②訪問サービス等利用者負担助成、③中山間地域等における利用者負担額軽減）	①社会福祉法人等が市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。 ②市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービスを利用した場合、利用者負担額を助成する。 ③中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所（社会福祉法人等）が、市の認定した低所得者（市町村民税本人非課税の者）に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その事業所に対して補助を行う。
訪問介護等利用者負担助成事業（①障害者利用者支援措置、②訪問介護等利用者負担助成）	①障害者施策によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として負担額のなかった者が、介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を全額免除する。 ②65歳到達前に市の障害福祉サービスを利用していた者等が介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額の1/2を助成する。
介護保険料・サービス利用料の減免等	介護保険料・利用料については、災害や失業等により所得が減少した場合や、低所得者に対する減免制度があるため、対象者に対して活用を勧めるほか、ホームページや市民のひろば等で制度の周知を図る。
介護保険料の軽減強化	住民税非課税世帯の第1号被保険者の保険料について、公費を投入し負担割合をさらに引き下げる。

### ○介護老人福祉施設等入所指針の活用

介護老人福祉施設等入所指針の活用	入所決定過程の透明性、公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施を図るため、鹿児島市指定介護老人福祉施設等入所指針を活用する。
------------------	-------------------------------------------------------------------

### ○医療機関等関係機関との連携強化

救急医療市民講座開催事業	救急医療週間にあわせ、市民に対し救急の対処について正しい知識の普及を図るための講演会を開催する。
--------------	--------------------------------------------------



地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築（再）	地域包括支援センターにおいて実施している総合相談支援や高齢者の権利擁護などの業務を効率的に遂行するため、地域の医療機関やサービス事業者、民生委員等からなる地域ネットワークを構築する。
国民健康保険団体連合会など関係機関との連携強化	介護サービスに関する相談や苦情等に適切に対応するため、介護保険法において苦情処理機関に位置づけられている国民健康保険団体連合会やその他の関係機関（サービス提供事業者、居宅介護支援事業所等）との連携を強化する。
認知症オレンジプラン推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）（再）	認知症の人や家族の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を中心に、認知症の医療と介護の連携を図る。
在宅医療と介護の連携推進事業（再）	医療、介護等のサービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築するため、「在宅医療・介護の連携推進協議会」を設置し、本市における在宅医療の普及・推進を図る。

### 3 地域包括ケアの推進

#### （１）高齢者を地域全体で支えるための体制整備

##### ○在宅医療・介護の連携推進

地域の医療・介護サービス資源の把握（再）	地域における医療機関や介護事業所等を掲載したリストやマップ等を活用し、医療と介護の連携促進を図る。
在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布（再）	住み慣れた地域・家庭での生活を望む高齢者やその家族に対し、在宅医療の説明・紹介等を行うパンフレットを作成・配布し、在宅医療・介護の推進を図る。
多職種連携会議の開催（再）	地域の在宅医療・介護に関わる多職種が一堂に会する場を設け、多職種参加型の研修を通じて、専門職同士の学び合いを促進し、地域の顔の見える関係づくりを構築する。
在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催（再）	住み慣れた地域・家庭での生活を望む高齢者やその家族に対し、在宅医療の説明・紹介等を行う講演会を開催し、在宅医療・介護の推進を図る。
在宅医療・介護従事者向け研修会の開催（再）	地域の在宅医療・介護に関わる多職種を対象とした研修会を開催し、在宅医療・介護の連携体制を構築するとともに、関係機関の資質向上を図る。
在宅医療・介護連携に関する相談支援（再）	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する相談支援を行うため、相談窓口を設置し、医療と介護の連携促進を図る。

##### ○介護保険サービスの充実強化

在宅サービス・地域密着型サービスの整備	高齢者等の地域での暮らしを支援するため、在宅サービス、地域密着型サービスの整備を行う。
---------------------	---------------------------------------------

##### ○介護予防サービスの充実

介護予防・生活支援サービス事業	介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、要支援者等を対象に多様なニーズに対応した多様なサービスを提供し、高齢者の自立支援と介護予防を推進する。
一般介護予防事業	全ての高齢者を対象に、介護予防に関する普及啓発や、介護予防に資する体操などを行う住民主体の通いの場（よかよか元気クラブ）の推進、地域においてリハビリ専門職が介護予防の助言を行う事業等を実施する。

## ○高齢者のニーズに応じた住宅の提供

有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの情報提供	高齢者がニーズに応じた住まいを適切に選択できるよう住まいの種類や特徴に関する情報を把握し、高齢者及び家族への情報提供を行う。
市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備（再）	市営住宅の高齢化対応として、浴室、トイレに手すりの設置を行う。
優良賃貸住宅供給促進事業（サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）（再）	高齢者世帯等に対し、居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行い、優良な賃貸住宅の供給を促進する。

## ○多様な生活支援サービスの確保

ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業（再）	在宅のひとり暮らし高齢者等の自宅に通報システムを設置し、急病等の緊急時に警備員が駆けつけ、必要に応じて救急車の出動要請等を行うことにより、緊急時の不安を解消するとともに生活の安全を確保する。
心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再）	地域のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等を対象に声かけ、福祉ニーズの掘り起こし、在宅福祉に関する情報提供を行う。
心をつなぐ訪問給食事業（再）	援護を要するひとり暮らし高齢者等に、定期的に給食を提供し、安否確認を行うことにより、健康の保持を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて自立意欲を促進する。
愛のふれあい会食事業（再）	家に閉じこもりがちな高齢者と会食を実施するボランティア団体等が集会所や地域福祉館などで会食を行うとき、デイサービスセンター等で調理した食事を提供する。
高齢者等の権利擁護の推進（再）	高齢者虐待の早期発見や防止対策などの対応、また成年後見制度の広報・普及活動等を行うことにより、同制度の利用促進を図る。
生活支援体制整備事業（再）	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。

## ○地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークの構築

地域ケア会議等の開催（再）	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するために地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催する。
地域包括支援センター運営協議会の開催（再）	地域包括支援センターの公正及び中立性の確保や地域ネットワークの構築等を図るため、サービス事業者や職能団体代表、被保険者の代表等から構成される地域包括支援センター運営協議会を開催する。
地域包括支援センターの機能強化（再）	地域包括支援センターが総合相談支援、権利擁護、地域ネットワーク構築等の機能を最大限に発揮でき、高齢者等がより身近に利用できるような体制整備と環境づくりを図る。

## ○認知症の人や家族への支援

認知症オレンジプラン推進事業（再）	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、国の示した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づく各種取組を実施する。
-------------------	------------------------------------------------------------------------

認知症初期集中支援推進事業（再）	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。
認知症オレンジサポーター養成事業（再）	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターや、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う認知症等見守りメイト（ボランティア）を養成するとともに、認知症についての正しい知識や接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とする認知症介護教室を実施する。

## （２）在宅医療・介護の連携推進

### ○在宅医療・介護従事者の連携体制の構築

在宅医療・介護の連携推進協議会の開催	在宅医療・介護の連携を推進し、地域包括ケアシステムを構築するため、「在宅医療・介護の連携推進協議会」を開催する。
多職種連携会議の開催	地域の在宅医療・介護に関わる多職種が一堂に会する場を設け、多職種参加型の研修を通じて、専門職同士の学び合いを促進し、地域の顔の見える関係づくりを構築する。
在宅医療・介護サービスの情報の共有支援	情報共有の具体的な流れを示したフロー等を作成し、関係団体等での利用を促進するとともに多職種連携会議等を通して、情報の共有を図る。
二次医療圏内の関係市町村の連携	医療と介護の連携のための情報共有ツールとして、県が作成した退院支援ルールの運営・評価等について関係市及び県と連携を行う。

### ○在宅医療に関する情報提供

地域の医療・介護サービス資源の把握	地域における医療機関や介護事業所等を掲載したリストやマップ等を活用し、医療と介護の連携促進を図る。
在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する相談支援を行うため、相談窓口を設置し、医療と介護の連携促進を図る。
在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布	住み慣れた地域・家庭での生活を望む高齢者やその家族に対し、在宅医療の説明・紹介等を行うパンフレットを作成・配布し、在宅医療・介護の推進を図る。
在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催	住み慣れた地域・家庭での生活を望む高齢者やその家族に対し、在宅医療の説明・紹介等を行う講演会を開催し、在宅医療・介護の推進を図る。

### ○在宅医療・介護従事者の資質向上

在宅医療・介護従事者向け研修会の開催	地域の在宅医療・介護に関わる多職種を対象とした研修会を開催し、在宅医療・介護の連携体制を構築するとともに、関係機関の資質向上を図る。
多職種連携会議の開催（再）	地域の在宅医療・介護に関わる多職種が一堂に会する場を設け、多職種参加型の研修を通じて、専門職同士の学び合いを促進し、地域の顔の見える関係づくりを構築する。

## （３）地域包括支援センターの機能強化

### ○地域包括支援センターの体制整備

地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターが総合相談支援、権利擁護、地域ネットワーク構築等の機能を最大限に発揮でき、高齢者等がより身近に利用できるような体制整備と環境づくりを図る。
-----------------	---------------------------------------------------------------------------------

生活支援体制整備事業（再）	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。
認知症オレンジプラン推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）（再）	認知症の人や家族の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を中心に、認知症の医療と介護の連携を図る。
認知症初期集中支援推進事業（再）	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。
地域包括支援センター運営協議会の開催	地域包括支援センターの公正及び中立性の確保や地域ネットワークの構築等を図るため、サービス事業者や職能団体代表、被保険者の代表等から構成される地域包括支援センター運営協議会を開催する。
職員研修の実施	地域包括支援センターの職員等の資質向上を図る観点から、国、県等が行う研修に積極的に参加するとともに、センター内部においても職員研修等を積極的に実施する。

#### ○地域の関係機関との連携

地域ケア会議等の開催	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催する。
地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築	地域包括支援センターにおいて実施している総合相談支援や高齢者の権利擁護などの業務を効率的に遂行するため、地域の医療機関やサービス事業者、民生委員等からなる地域ネットワークを構築する。

#### ○地域包括支援センターの役割の明確化

地域包括支援センター事業実施方針に基づいた業務運営	地域包括支援センターが果たす役割等を盛り込んだ「地域包括支援センター事業実施方針」に基づく業務運営を行う。
---------------------------	-------------------------------------------------------

### （４）地域づくりの支援

#### ○地域福祉推進体制の充実

地域福祉ネットワークの推進	校区社会福祉協議会をはじめとする地域福祉の団体等が行っているさまざまな福祉活動に対して助言や情報提供を行う地域福祉支援員等の活動を通じて、地域福祉ネットワークの機能を強化し、充実を図る。
民生委員・児童委員による援護を必要とする住民の見守りと相談支援活動の推進	地域住民の生活実態を把握するとともに、援護を必要とする住民の相談に応じたり、福祉サービスの利用についての情報を提供するなどの支援活動を行う。
関係機関団体相互の意見交換会等の実施	地域住民、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体などの地域福祉推進団体が意見交換会などを実施し、連携強化を図る。
ボランティア活動の促進、啓発	ボランティア活動を通じて地域住民の福祉に関する理解と関心を高め、地域福祉の向上に寄与するためのセンターとして、活動を行っている人（参加したい人）と協力を求めている人との橋渡しを行い、活動の輪を広げ、市民のボランティア活動の振興を図る。

#### ○住民参加の促進

老人クラブ補助金交付事業（再）	ひとり暮らし高齢者等への友愛訪問や老人ホームへの慰問などの奉仕活動や健康増進活動、教養向上活動を地域において行う老人クラブに対し、その結成や活動及び市老人クラブ連合会に対し補助を行う。
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

地域のリーダー及び担い手の育成	地域福祉ネットワークを推進することで、地域人材の発掘や育成を支援する。また、コミュニティ活動の活性化を図るため、組織をまとめるリーダーや事務処理に精通した人材を育成するためのコミュニティ活動推進講座を実施する。
生活支援体制整備事業（再）	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。

○地域福祉推進団体の育成、支援

心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再）	地域のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等を対象に声かけ、福祉ニーズの掘り起こし、在宅福祉に関する情報提供を行う。
地域福祉推進事業	鹿児島市地域福祉計画に基づき、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、市民と行政が協働し、地域でお互いに支えあう仕組みを整え、安心して健康に暮らせる地域社会の実現を図る。
社会福祉協議会補助金	鹿児島市社会福祉協議会の効率的運営と組織活動を促進し、地域福祉の推進を図るため、市社会福祉協議会の行う事業等に対し助成を行う。
民生委員児童委員活動促進事業	民生委員・児童委員の活動や地区民生委員児童委員協議会の運営に係る経費等に対し、助成する。
地域福祉館管理運営事業	市民の交流の場としての施設の提供を行うとともに、小地域ネットワーク活動やボランティア活動の支援、福祉に関する相談等を行うなど地域の福祉活動を推進する拠点である地域福祉館の効率的な管理運営を図る。
地域保健活動事業（保健所ボランティアの育成）	地域保健に関する活動をさらに推進するために、食生活改善推進員・運動普及推進員・健康づくり推進員・精神保健福祉ボランティア・母子保健推進員の合同研修会を開催する。
コミュニティビジョン推進事業	コミュニティビジョンの推進のため、その中心的な取組である地域コミュニティ協議会の設立をはじめ、地域コミュニティプランの策定、同プランに基づく活動等を支援し、本市の地域コミュニティの活性化を図る。
ボランティア推進校支援事業補助金	市社会福祉協議会が実施する、小・中・高校の児童・生徒に対する福祉ボランティア活動への教育を深めていくとともに、ボランティア体験を通して「福祉の心」を持つ、地域福祉活動の担い手を育成する。

○福祉への理解の促進

保育所地域活動事業（世代間交流等事業）	老人福祉施設等に入所している高齢者を保育所に招待し、またはこれらの施設を保育園の入所児童が訪問して、劇の上演、季節的行事、手作り玩具作成、伝承遊び等を通じ世代間のふれあいや交流を図る。
福祉読本作成事業	21世紀の社会を支える世代となる小学生に福祉読本を配付し、高齢者及び障害者についての正しい理解を深め、福祉の心を育む。
学校における福祉、ボランティア活動	福祉・ボランティアに関する学習の重要性に鑑み、総合的な学習の時間等に介護体験や交流活動等の取組を進めるよう指導及び支援を行う。
地域ふれあい交流助成事業（再）	老人クラブや町内会、あいご会等が、地域において高齢者と小中学生等とのふれあい交流を図る事業を実施する場合、事業に要する経費の一部を助成する。
すこやか長寿まつり開催事業（再）	高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進するとともに、家族・地域とのつながりを実感できる文化、スポーツのイベントを開催する。
わくわく福祉交流フェア事業	市民に福祉ボランティアや福祉交流をアピールすることを目的としたイベントを、市社会福祉協議会と開催する。

## ○関係団体との連携による保健・福祉サービスの実施

お達者クラブ運営支援事業（再）	65歳以上の高齢者を対象に、地域福祉館等において、体操や創作活動等を通じて心身機能の維持、回復を図るお達者クラブを実施する。
愛のふれあい会食事業（再）	家に閉じこもりがちな高齢者と会食を実施するボランティア団体等が集会所や地域福祉館などで会食を行うとき、デイサービスセンター等で調理した食事を提供する。
民生委員児童委員見守り活動支援事業	支援が必要な地域住民の早期発見につながるよう、活動支援、市民への周知・広報、地域の見守り活動協力事業者の呼びかけを行い、民生委員・児童委員の地域での見守り活動を支援する。



特定・長寿健康診査